

# 青森県報

第二千四百七十二号

平成十七年  
五月二日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営改善課)……………一

### 告 示

狩猟免許試験の施行……………(自然保護課)……………一

適性試験及び講習の実施……………(同)……………三

救急病院の廃止……………(医療業務課)……………四

救急病院の設置……………(同)……………四

地籍調査事業計画……………(農村整備課)……………四

### 公 告

土地区画整理組合の定款変更の認可……………(都市計画課)……………五

建設業者の許可の取消し……………(弘前県土整備事務所)……………五

### 正 誤

平成十七年三月三十一日号外第三十七号条例中……………(税務課)……………五

平成十七年四月一日号外第四十三号規則中……………(労政・能力開発課)……………六

平成十七年四月十五日定例告示中……………(林政課)……………六

平成十七年四月十五日号外第四十八号選挙管理委員会中……………(事務局)……………六

## 規 則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十八号

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年十月青森県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「ハクニシクニクニ」を「ハクニシクニクニ」に改める。

第四号様式の(裏)中「ハクニシクニクニ」を「ハクニシクニクニ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第三百九十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり平成十七年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十七年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日、場所等

自然保護課	所管課名	試験の期日	試験の場所	備考
平成十七年 九月六日	自然保護課	平成十七年 六月二十六日	青森市松原一丁目六の一五 青森市中央市民センター三階研修室	
			青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階大会議室	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

別試験の種類	適性試験	知識試験	技能試験
狩猟の種別	網・猟免	網・猟免	網・猟免
試験の科目及び課題	1 視力 2 聴力 3 運動能力	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具に関する知識 3 鳥獣に関する知識	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 わさみ及びはくわりのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
試験時間	午前九時四十分から午前十時十分まで	午前十時から午後零時十分まで	午後一時十分から午後三時十分まで
受付時間	午前九時十分から午前九時四十分まで		

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 精神分裂病、そううつ病、てんかん、又はこのほか自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気がかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、平成十七年六月二十六日に受験するものにあつては、平成十七年五月十三日から同年六月十三日まで、平成十七年九月六日に受験するものにあつては、平成十七年七月二十二日から同年八月二十二日まで、に、狩猟免許申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
  - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 四千元

第二種 許猟免	網・猟免
1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いた射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	6 射撃姿勢をとること。 7 距離の目測を行うこと。 8 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

(二) その他の者(初心者)

五千三百円

2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ判の写真) 一枚

3 返信用封筒(申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手(八十円)をちよう付したもの) 一通

4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七・七三四・九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第三百九十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成十七年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十七年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管農林水産事務所名	期 日	場 所	備 考
東地方農林水産事務所	平成十七年七月二十一日	青森市長島一丁目一の一 青森県庁舎西棟	
中南方農林水産事務所	平成十七年七月二十六日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スポカルイン黒石	
三戸地方農林水産事務所	平成十七年七月二十一日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	

区分	科 目	時 間	受付時間
西北地方農林水産事務所	平成十七年七月二十九日	五所川原市栄町一 青森県五所川原合同庁舎	
上北地方農林水産事務所	平成十七年八月三日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
下北地方農林水産事務所	平成十七年八月四日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	
自然保護課	平成十七年九月十三日	青森市長島一丁目一の一 青森県庁舎西棟	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

講 習	適性試験	時 間	受付時間
1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い	3 2 1 聴視能力 運動能力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで

三 適性試験及び講習の対象者

平成十七年四月十六日から平成十八年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

1 精神分裂病、そううつ病、てんかん、又はこのほか自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気がかかっている者

2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各農林水産事務所において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する農林水産事務所に提出すること。

1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙

二千九百円

- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ判の写真） 一枚
- 3 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 4 更新しようとする狩猟免許
- 5 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七・七三四・九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百九十三号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があつたことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一項第一項に規定する救急病院でなくなつたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
国民健康保険五所川原市立 西北中央病院	五所川原市字布屋町四一

青森県告示第三百九十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成十七年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国民健康保険五所川原市立 西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	平成二十年五月一日

青森県告示第三百九十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成十七年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたとので、同条第五項の規定により公示する。

平成十七年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字新城字平岡の一部 大字岩渡字熊沢の一部及び小谷の一部	平成十七年五月二日から平成十八年三月三十一日まで
弘前市	大字坂元字山元	
八戸市	大字白銀町字小沼、字沢向、字木戸場、字寺ノ後及び字大久保道	
黒石市	大字乙徳兵衛町の一部 大字甲大工町の一部 大字乙大工町の一部 大字後大工町の一部 大字大板町の一部 大字元町の一部 黒石の一部 西ヶ丘の一部 大町二丁目一部 大町一丁目一部 緑町二丁目一部 緑町一丁目一部 大字袋字村山	
五所川原市	大字飯詰字影日沢の一部	
むつ市	川守町の一部 宇田町の一部	

公 告

土地区画整理組合の定款変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、青森市浜田土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 組合の名称  
青森市浜田土地区画整理組合
- 二 事業施行期間  
平成八年一月二十六日から平成十八年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
青森市大字浜田字板橋、同大字字豊田、同大字字玉川、大字浦町字奥野、大字大野字若宮、同大字字前田及び大字荒川字成瀬、同大字字藤戸の各一部
- 四 事務所所在地  
青森市大字大野若宮一六〇の二
- 五 設立認可の年月日  
平成八年一月十七日
- 六 変更内容  
事務所所在地

税 務 課

平成十七年 号外第二十七号	発行年月日 発行番号	区分	番 号	ページ	段	行	誤	正
条例 第六一号				一	下	一〇	六 法律第 号	法律第二十一号

- 七 青森市東大野一丁目四の二  
変更認可の年月日  
平成十七年四月二十二日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 三実工業
- 二 氏名 桜庭 勇一
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字浅瀬石字川合一六九の三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一六）第一六九四四号
- 五 取消年月日 平成十七年四月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十七年三月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正 誤

平成十七年四月二十五日 号外第四八号		発行年月日
示告会員委理管挙選		区分
第二〇号		番 号
三	二	ジペー
下	下	段
表		行
脇野沢村民体育館	天間林村ふれあいセンター	誤
向〃 一八の二	野〃 一六の一	
脇野沢村大字脇野沢字渡	天間林村大字天間館字中	正
向〃 一八の二	野〃 一六の一	

平成十七年四月二十五日 第二四六六号	発行年月日	
告示	区分	
第三五六号	番 号	
三	ページ	
上	段	
後ろから 一八	後ろから 一九	行
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を	二六の二七	誤
の図面及び関係書類を	二六の二七(次の図に示す部分に限る。)	正

平成十七年四月二十五日 号外第四三三号	発行年月日
規則	区分
第五一号	番 号
五	ページ
上	段
後ろから 一一	行
とする。	誤
ただし、	正

労政・能力開発課

林 政 課

選挙管理委員会事務局

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県  
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭